

令和2年2月28日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	令和2年度会議録作成業務
ボックス番号	②
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
見 積 提 出 期 限	令和2年3月13日(金) 正午 (郵送の場合は3月12日(木)18:00)
見積書提出先及 び仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 星、高畑
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕様書

- 1 件名 令和2年度会議録作成業務
- 2 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 3 年間予定数量 約26時間
※ ただし、数量はあくまで予定数量であり、発注することを確認するものではない。
- 4 会議開催場所 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議庁舎
- 5 作業内容
- (1) 対象となる業務
監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指定する会議について、会議録を作成すること。会議録の精度はケバ取り又は整文とし、詳細は監督職員等の指示に従うこと。
また、会議録を作成するにあたり、発言者がわかるよう記載すること。（監督職員等が事前に送付する座席表を参考にすること。）
- (2) 速記業務について
請負業者は、監督職員等が指定した場所に速記者を派遣し、議事の速記録を作成のうえ、成果物を職員が指定する媒体により納品すること。
- (3) テープ反訳について
請負業者は、監督職員等が指定した方法によりテープ等を入手し、反訳作業を行い、その成果物を職員が指定する媒体により納品すること。
- 6 業務の履行に当たっての留意事項
- (1) 会議等の開催日時及び場所は、原則として実施日の3日前までに監督職員等が通知することとし、緊急を要する場合は、実施日の2日前以降に通知する場合があるので、可能な限り対応すること。
- (2) 速記の特急作業において、当日納入及び4時間を超える会議等の翌日納入は、請負業者の判断により納期の延長を認めることとしているが、可能な限り監督職員等が指示した期限内に納入するように努めること。

7 納期及び成果物

- (1) 会議録の納期は、原則会議終了後7日営業日後以内とする。
ただし、監督職員等が事前に指示することにより、納期を短縮することができる。
その場合は、別添1「料金表」を基に日程と単価について、双方協議の上、決定する。
- (2) 成果物として、会議録の電子データ（ワードファイル）及び音声データ（MP3ファイル）をCD-Rにて納品すること。
- (3) 当業務において得られた成果物の著作権は、日本学術会議に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 当該業務に必要な消耗品、会場までの交通費等は、請負者において負担すること。
- (2) 本仕様書は、仕様大要を示すものであることから、ここに記載されていないものでも、付帯的に実施しなければならないものについては、監督職員等と協議するものとする。詳細については、監督職員等の指示に従うこと。

会議等の速記業務 料金表

1. 契約単価(速記者派遣による速記録作成単価)

1時間につき 金〇〇〇〇〇円也

- (1) 速記業務が1時間以内のときは1時間とする。
- (2) 速記業務が1時間を超えるときは15分ごとに契約単価に4分の1を乗じた金額を加算する。
- (3) 15分未満の端数は15分に切り上げる。

2. 契約単価(テープ反訳のみによる速記録作成単価)

1時間につき 速記者派遣の契約単価の80%に相当する金額とする。

- (1) テープ、MD、ICレコーダー等(以下「テープ等」という)の反訳をする場合はこの料金を適用する。
- (2) テープ等の録音時間が1時間以内のときは1時間とする。
- (3) テープ等の録音時間が1時間を超えるときは15分ごとに契約単価に4分の1を乗じた金額を加算する。
- (4) 15分未満の端数は15分に切り上げる。
- (5) 複数のテープ等の反訳をするときは、それらの合計の時間をもって料金の計算をする。

3. 納期及び特急料金

- (1) 納期及び特急料金は会議等の時間又はテープ等の録音時間に応じ【A表】又は【B表】を適用する。
- (2) 納期までの日数には、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日は算入しない。

【A表】 2時間15分以内のとき

納期	割増率
当日 ※1	80%増
翌日	60%増
2日後	40%増
3日後	20%増
4日後以降	(割増なし)
—	—

【B表】 2時間15分を超えるとき

納期	割増率
当日	—
翌日 ※2	80%増
2日後	60%増
3日後	40%増
4日後	20%増
5日後以降	(割増なし)

※1 当日納入は、請負業者が了承した場合に限る。

※2 4時間を超える会議等の翌日納入は、請負業者が了承した場合に限る。

4. 夜間及び休日料金

- (1) 18時30分から翌日8時30分までの間で開始される会議等は20%増とする。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日に開催される会議等は20%増とする。
- (3) 上記(1)と(2)は重複して割増することができる。

5. 待機料金

- (1) 待機時間が発生した場合は、30分ごとに契約単価に10分の1を乗じた金額を支払う。
- (2) 上記(1)の30分未満の端数は切り捨てるものとする。

6. 交通費及び宿泊料

- (1) 東京都特別区以外で開催される会議等の場合の交通費は、実費請求により支払う。
- (2) 深夜、早朝の会議等で止むを得ず宿泊料が発生する場合は、実費請求により支払う。
ただし、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定する「六級以下三級以上の職務にある者」の宿泊料を上限金額とする。

7. 当日キャンセル料金

当日キャンセルの場合(テープ反訳は除く)は、速記業務1時間分に相当する金額を支払う。

8. その他

- (1) この料金表における「会議等の時間」とは、「速記業務を実施した時間」をいう。
- (2) この料金表に疑義が生じたとき又は明記していない事項について別途定める必要があるときは、その都度甲乙協議の上決定する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。